

## 西宮市旅館業等審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市旅館業等審査会（以下「審査会」という。）の議事及び運営について、旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例（平成16年西宮市条例第5号）及び旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例施行規則（平成16年西宮市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審査会を招集しようとするときは、開催の日前6日までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を記載した通知書を送付しなければならない。

(出欠の届出)

第3条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。

(代理出席の禁止)

第4条 委員は、代理人をして出席させることができない。

(会議の傍聴)

第5条 会議は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の人数を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(議題の宣告)

第6条 議長は、案件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2 議長は、必要があると認めるときは、2以上の案件を一括して議題とすることができる。

(会議録の調製)

第7条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の名称
- (3) 会議の内容
- (4) 会議録の公開に関する事項
- (5) その他会議において必要と認めた事項

2 記録は、会長の閲覧後、環境保全課において保管するものとする。

(持ち回りによる会議の開催)

第8条 審査会は、審査会を招集することが困難な場合及び軽微な案件と会長が判断した場合は、書面による持ち回りで審査会の開催に代えることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年11月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。